

京都ビルメンテナンス協同組合定款抜粋

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、京都ビルメンテナンス協同組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、京都府の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を京都市に置く。

(公告方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、文書により通知するものとする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う建物サービス事業の共同受注
- (2) 組合員の取り扱う清掃用機械器具、消耗資材の共同仕入
- (3) 組合員の取り扱う清掃用機械器具、消耗資材の共同販売
- (4) 組合員の取り扱う清掃用機械器具、消耗資材の共同保管

- (5) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (7) 組合員及び従業員の福利厚生に関する事業
- (8) 前各号の事業に附帯する事業

第 3 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 建物サービス業を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第 9 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入金)

第 10 条 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

- 2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。
- 3 加入金の額は、総会において定める。

京都ビルメンテナンス協同組合加入審査基準

次の通り新規加入、持ち分承継加入について理事会審査承認基準を定める。

1 加入申し込み

新規組合加入申し込み後、直ちに理事会を開催し諾否を決する。

2 加入資格基準

- (1) 事業所：京都府下において事業所を有していること。
- (2) 営業年数：建物サービス業を2年以上行っている事業者であること。
- (3) 保険：社会、労働法定保険に加入していること。
- (4) 社会的責任：反社会的勢力でないこと。
- (5) 事業参加：各種運営に参加可能な人材を擁していること。
- (6) 登録：登録業者であること。

3 加入資格特例

加入資格基準の満たない加入希望者については2組合員以上の推薦が必要であり加えて理事全員の承認を必要とする。前2項の加入資格基準である(6)登録業者であることについては、業登録申請中であれば加入申請日から1年間の猶予を与えるものとし加入資格を満たすものとする。加えて登録準備中であり代表者又は取締役が登録業務の実務経験が過去に10年以上の場合も同様とする。(取締役とは会社の業務執行に関する意思決定を行う者。会社法で定められている役員のこと。)

4 持ち分承継加入、相続加入

持ち分承継加入については前2項及び3項の基準によるものとする。相続加入についても同様とする。

5 組合員系列企業の加入

- (1) 系列1企業まで加入できるものとする。
- (2) 系列の判定は役員、株主構成及び取引高により理事会が判定する。
- (3) 加入基準は2項並びに3項を適用する。

6・附則

本基準は理事会の議決を経て改正することができる。

本基準は昭和54年9月より施工する。

令和5年1月20日 追加、変更